APEC エンジニア登録更新申請をされなかった場合の再登録手続きについて
（登録有効期限後１年以内の場合）

2020 年 6 月 25 日

このご案内は技術士の方(技術士資格を元に APEC エンジニアに登録された方)に向けたものです。建築士の方は、公益財団法人建築技術教育普及センター（電話 03-6261-3310)にお問い合わせ下さい。

1. APEC エンジニア(技術士)登録の更新

APEC エンジニアの登録には5年の有効期間が設定されており、登録の更新審査の申請をされなかった方は、有効期限をもって登録が失効します。
ただし、登録が失効した場合でも再登録の手続きにより、登録の更新を受けることが可能です。

2. 再登録には下記の手続き（ケース(1)、ケース(2)-①、ケース(2)-②）があります。

(1) 登録有効期限後1年以内の登録更新で、有効期限の満了日の翌日まで遡って登録を継続する場合:

・登録有効期限後 1 年以内の方については、「継続更新が可能な者」のリストに掲載します。
・登録有効期限後 1 年以内に、登録更新申請時から過去 6 年度で 300CPD 時間以上の CPD（内 1CPD 時間以上倫理に関するもの)を満たして登録更新申請を行い、審査を経て登録更新をすれば、有効期限の満了日の翌日まで遡って登録を継続することができます。
・「APEC エンジニア登録更新申請書」は、通常の登録更新の場合の書式ではなく、「APEC エンジニア登録更新申請書（遡って更新）」を使用して下さい。
・それ以外の手続き（CPD 記録シート等）は通常の登録更新と同様です。 手引きは通常の登録更新のものを参照して下さい。

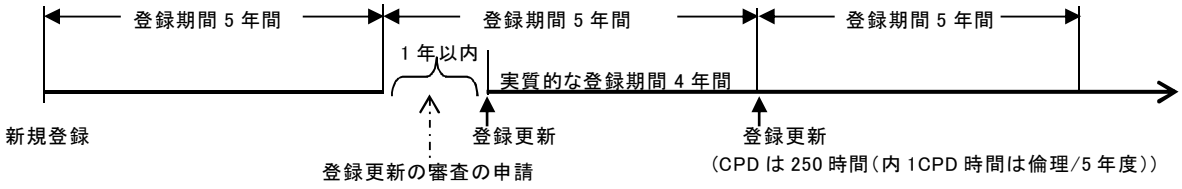

・「APEC エンジニア登録更新申請書（遡って更新）」の内、「(5) 更新の種類欄」は、「(1)登録有効期限後 1 年以内の登録継続更新（300CPD 時間/6 年度(内 1CPD 時間以上倫理に関するもの)が必要)」 を選択して下さい。それ以外の手続きは、通常の登録更新申請と同一です。

(5) 更新の種類　*(記入例)*
□ 通常の登録更新期間において行う登録更新
レ(1) 登録有効期限後 1 年以内の登録継続更新（300CPD 時間/6 年度(内 1CPD 時間以上倫理に関するもの)が必要)
□(2)―① 登録有効期限後 1 年超経過して登録更新
□(2)―② 登録有効期限後 1 年以内の登録更新（遡らないで更新）

・登録更新申請書提出時期　:
登録有効期限後1年以内に受付が締切られる回の APEC エンジニア登録更新受付期間内に、申請時から過去 6 年度で 300CPD 時間以上(内 1CPD 時間以上倫理に関するもの)を満たした CPD 記録を必要書類に添付して登録更新申請を行って下さい。
審査の都合上、有効期限後1年が経過する前に申請の受付締切り日が到来しますので、十分ご注意下さい。 それ以降の申請分は下記(2)-①と同様の扱いになります。
・更新後の登録有効期限は前回登録有効期限の翌日から5年間とします。

(2)-①　登録有効期限後1年超経過して登録更新:
この場合については、別紙「APEC エンジニア登録有効期限後1年超経過した場合の再登録手続きについて」を参照して下さい。

(2)-②　登録有効期限後1年以内の登録更新の場合で、上記(1)による「遡って更新」を希望しない場合:
・登録更新申請時から過去 5 年度の CPD が 250CPD 時間(内 1CPD 時間以上倫理に関するもの)以上必要です。
・再度の登録有効期間は登録更新手続き完了後 5 年間となります。

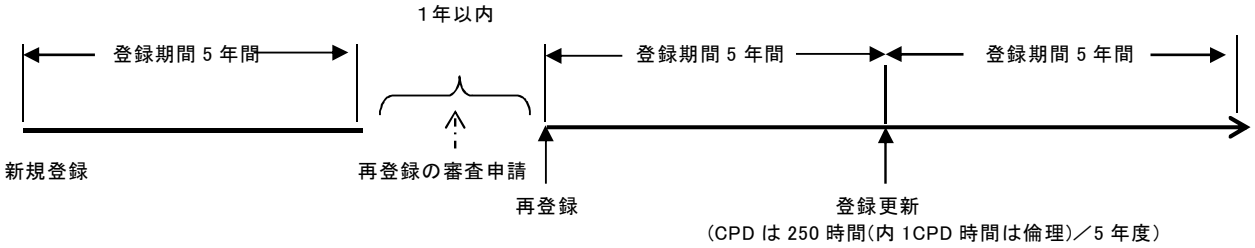

・「APEC エンジニア登録更新申請書」は、通常の更新の場合の書式を使用していただいて構いません。「APEC エンジニア登録更新申請書」の内、「(5) 更新の種類」欄は、「(2)—② 登録有効期限後 1 年以内の登録更新(遡らないで更新)」を選択して下さい。それ以外の手続きは、通常の登録更新申請と同一です。
・APEC エンジニア登録証に表示される登録日は、改めて再登録を行った日を表示します。

(5) 更新の種類　*(記入例)*
☐ 通常の登録更新期間において行う登録更新
☐ (1)登録有効期限後 1 年以内の登録継続更新 (300CPD 時間/6 年度(内 1CPD 時間以上倫理に関するもの)が必要)
☐ (2)—① 登録有効期限後 1 年超経過して登録更新
☑ (2)—② 登録有効期限後 1 年以内の登録更新 (遡らないで更新)

・登録有効期限後1年以内の登録更新(遡らないで更新)する場合の更新申請書提出時期: 各回の更新申請受付期間に提出を行って下さい。

3. CPD を計上する際に参照する文書（第 21 回 APEC エンジニア登録更新申請の場合）

年度	6 年度前 上記ケース(1)の場合のみ	5 年度前	4 年度前	3 年度前	2 年度前	直近 1 年度
対象期間	2014/4/1 ～2015/3/31	2015/4/1 ～2016/3/31	2016/4/1 ～2017/3/31	2017/4/1 ～2018/3/31	2018/4/1 ～2019/3/31	2019/4/1 ～2020/3/31
参照文書	・CPD ガイドライン第 2 版 ・2014 年度～2016 年度の CPD 留意事項			CPD ガイドライン第 3 版		

上記文書は https://www.engineer.or.jp/c_topics/003/003013.html からダウンロードできます。

4. その他

(1)登録更新申請をせずに新規申請をすることについては、これを受け付けません。

(2)APEC エンジニア登録の更新の手続き審査の内容等については、APEC エンジニア・モニタリング委員会や各エコノミーの動向を勘案して、適宜、変更することがあり得ますので、その点ご了承下さい。

5. 問合せ先

〒105－0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2 階
公益社団法人 日本技術士会 APEC エンジニア・モニタリング委員会事務局

https://www.engineer.or.jp/apec00.html

以 上